

○静岡県警察国有物品管理規則の取扱いについて

(平成9年3月25日甲通達計第11号)

みだしのことについては、事務の適正化、効率化及び簡素化のため、今後下記により行うこととしたので効果的な運用に努められたい。

なお、「静岡県警察国有物品管理規則の取扱いについて」(昭和39年甲通達計第62号)は、廃止する。

記

第1 第1条関係(目的)

静岡県警察国有物品管理規則(昭和39年県公委規則第3号。以下「規則」という。)は、県警察が警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項に基づき無償使用する国有物品(以下「物品」という。)について、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号)に基づき、適正かつ効率的な管理を行うために必要な事項を定めることとしたものである。

第2 第2条関係(準拠)

この規則に定めるもののほか、所属分類の表示、運用計画、取得、処分等の手続については、警察庁物品管理取扱細則(昭和40年警察庁訓令第13号)の規定を準用するものである。

第3 第3条関係(管理の機関)

本部長は、物品の統括的な管理事務を行うものとし、物品の払出し、供用換え、修繕、改造、返納等に係る事務については、その一部を所属の職員に処理させることができることとしたものである。

第4 第4条関係(物品出納員)

県本部会計課長は、物品出納員として職指定され、物品の出納、保管管理及び現況把握に係る事務(出納命令に係る事務を除く。)について物品出納簿を備え、処理するものである。

第5 第5条関係(物品供用員)

所属長及び県本部会計課装備管理室長又は装備管理室管理官は、物品供用員として職指定され、所属の物品の供用(物品をその用途に応じて使用させることをいう。以下同じ。)に係る事務について物品供用簿及び供用内訳簿を備え、処理するものである。

第6 第6条関係(管理の義務)

- 1 直接物品の管理に関する事務を行う職員に対し、職務上の義務を課すことにより、物品の管理が適正かつ効率的に行われるように考慮するものである。

2 善良な管理者の注意とは、過失の前提となる注意義務の程度を示すものであって、物品及びその取扱いに係る事務を管理するに当たり、当該地位にある人として通常要求される注意義務をいうものである。

第7 第7条関係（関係職員の行為の制限）

物品管理その他の職務を行う関係職員は、その取扱いに係る物品（物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第23条に定める物品を除く。）について、その取扱いの態様のいかなを問わず、物品の譲受けを禁止したものである。

第8 第8条関係（保管）

物品の保管の原則に関する規定であって、効率的な運用を目標として物品の保管がなされるべきことを求めている。

第9 第10条関係（供用不適品の処理）

- 1 供用することができないと認められる物品とは、その物品を修繕若しくは改造しても供用する価値のないもの又は使用の目的を終え供用する必要のないものをいう。
- 2 物品供用員は、物品修繕（改造）書による報告を行うときは、物品出納員を経由するものとする。

なお、第11条及び第13条から第15条までの規定による請求又は報告を行うときも同様とする。

- 3 県費予算により修繕し、又は改造する場合は、この報告を省略することができる。

第10 第12条関係（使用職員）

2人以上の職員が共用する場合の主任者とは、特に指定されている場合を除き、その担当事務の主任者又はその職員間における先任者を指すものである。

第11 第15条関係（亡失等の報告）

物品の亡失又は損傷（以下「亡失等」という。）の報告は、事故を起こした職員ではなく、当該物品の使用職員が物品供用員に報告するものとする。ただし、実際にその事故を起こした職員の責任が無くなるものではない。

第12 第16条関係（検査）

- 1 本部長の命ずる検査員は、検査の都度任命するものとする。
- 2 検査の対象期間は、前回の検査を行った日から検査日の前日までとする。

第13 第17条関係（検査書の作成）

検査書を本部長に提出するときは、県本部会計課長を経由して行うものとする。

第14 第18条関係（点検）

- 1 物品供用員に対し、物品の数量を確認し、及び使用状況を把握するため点検の義務を課したものである。
- 2 物品供用員の命ずる点検員は、点検の都度任命するものとする。

第15 第19条関係（帳簿）

物品管理職員の備えるべき帳簿を明示したものである。

第 16 第 20 条関係（引継ぎ）

物品管理職員は、前任者及び後任者の立会いの下に引継ぎを行う。ただし、やむを得ない理由により、立会いをすることができないときは、本部長が別に指定する者との間で引継ぎを行うものとする。この場合において、物品管理職員は、自ら立ち会わなかったことにより、その責を免れるものではない。

第 17 第 21 条関係（帳簿等の様式）

物品出納簿等の帳簿及び物品保管委託書等の手続書の様式は、様式第 1 号から様式第 15 号までによるものとする。